

高病原性鳥インフルエンザに関する机上防疫演習の 結果と結果の検証の概要

1. 今回の演習の結果と検証の内容

(1) 発生農場・周辺農場の把握について

演習結果

- ・ 全ての県で発生農場及び周辺農場の地図を作成できたが、1県では周辺農場の情報が2年以上前のものであった。
- ・ 農場内の建物の詳細な配置や用途（成鶏舎、育成舎、洗卵施設等）について、事前に把握していない県（都道府府である場合を含む。以下同じ。）が6県あった。

改善方向

- ・ 飼養形態や飼養羽数だけでなく、鶏舎の配置などの詳細な情報を把握・記録することが防疫上有用であり、把握すべき。

(2) 消毒ポイントについて

演習結果

- ・ 消毒ポイントの設置場所のうち39%では、機材の設置など消毒を実施するスペースがあることが確認できていなかった。
- ・ ポイントの52%では、設置場所について関係機関との調整が済んでいなかった。

改善方向

- ・ 消毒ポイントの設置場所等について、関係機関と事前の調整を進める必要。

(3) 埋却地等について

演習結果

- ・ 殺処分した鶏を埋却すると答えた23県のうち、7県（30%）では農場に埋却地の場所を農場に確認できていなかった。なお、23県のうち2県では、埋却地までの距離が10km以上であった。
- ・ 処分方法を焼却施設での焼却と答えた22県のうち、8県（36%）では施設側との調整が済んでいなかった。なお、22県のうち10県（45%）では施設までの距離が10km以上であった。
- ・ 国が備蓄している移動式焼却炉を利用すると答えた県が3県（1県は埋却も実施）あったが、このうち1県では、燃料の入手先等について未調整であった。

改善方向

- ・ 埋却地については、農場や関係機関との事前調整を進めるとともに、周辺農場への感染拡大を防ぐ観点から、できるだけ農場の近くに確保すべき。
- ・ 焼却施設の利用にあたっては、施設側との事前調整を進めるべき。
- ・ 移動式焼却炉を活用するため、燃料の確保等についても考慮する必要。

(4) 周辺の農場や関係施設の把握について

演習結果

- ・ 全ての県で移動制限区域内の農場（飼養羽数100羽以上）数と飼養羽数を算出できたが、2年以上前のデータを使用している県が2県あった。
- ・ 100羽未満の小規模農場について把握しているのは24県であった。

改善方向

- ・ 100羽未満の家きん飼養施設であっても、鶏卵販売などの営業活動を行っている可能性があることから、少飼養羽数の施設の把握を進める必要がある。

(5) 人員の確保について

演習結果

- ・ 防疫作業に必要な人員について、担当部局以外からの派遣が必要と考えていたにもかかわらず、具体的な派遣先を想定していなかった県が3県あった。
- ・ 防疫作業従事者の健康確認等を行う医師等の確保について、一部の派遣元と調整が済んでいない県が9県あった。また、具体的な健康確認等の内容について、公衆衛生部局との調整が済んでいない県が2県あった。

改善方向

- ・ 人員の派遣元について、事前に具体的なものにするとともに、防疫作業従事者の健康確認の方法について公衆衛生部局と調整する必要。

(6) 資材等の確保、関係機関との連携について

- ・ 周辺農場の清浄性確認検査等で必要となる発育鶏卵や検査試薬について、発生時に不足し、演習時点では調達の見込みがたっていなかった県が5県あった。
- ・ 防疫資材の調達先の全てについて、休日・深夜に連絡がつくことを確認している県は13県であった。
- ・ 発生時に連絡対応が必要となる、市町村や農協等の全てについて、休日・深夜に連絡がつくことを確認している県は15県であった。

改善方向

- ・ 必要な試薬等を確保できる体制を検討する必要。
- ・ 必要な資材の調達等のための関係機関との連携にあたっては、休日・夜間の連絡先の確認など、緊急時対応も念頭に置いた体制を整備すべき。

2. 昨年9月に実施した口蹄疫の防疫演習以降の各県における改善点

- ・ 防疫マップについて、データを追加・更新するなど強化した。
- ・ 関係機関との役割分担や夜間等の連絡体制を確認するなど、連携を強化した。
- ・ 消毒ポイントの設置場所について、関係機関と調整を進めた。